

## 選挙管理委員会規定

制定 平成 22 年 7 月 1 日

改正 平成 24 年 2 月 1 日

改正 平成 25 年 3 月 1 日

(任務)

第1条 本学会の代議員選挙を公正に執行管理するため、選挙管理委員会を置く。

(委員)

第2条 選挙管理委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 会長が理事会に諮って役員以外の会員の中から選出したもの（以下「理事会選出委員」という） 4名
- (2) 各支部が支部役員会に諮って各支部 1名選出したもの（以下「支部選出委員」という） 8名

2. 選挙管理委員が任期途中で辞任等により欠員となった場合には、前号の選出基準により、補欠の委員を選出する。

(委員長及び副委員長)

第3条 選挙管理委員会は、協議のうえ、会長が理事会に諮って選出した委員の中から委員長 1名、副委員長 1名を選出する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、次の通りとする。

- (1) 理事会選出委員は、選挙終了後の 2月 1日から 4年後の 1月 31日までとする。
  - (2) 支部選出委員は、選挙終了後の 2月 1日から 2年後の 1月 31日までとする。
- ただし、補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数および決議)

第5条 選挙管理委員会の決議は、選挙管理委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

(役割)

第6条 選挙管理委員会は、定款、学会規則及び代議員選挙規則に基づき、代議員選挙を運営する。

(改廃)

第7条 本規定の改廃は、選挙管理委員会の発議により、理事会が決定する。

附則 1 本規定は、公益法人移行認定に伴う「定款変更の案」施行のときから、

平成 22 年 7 月 1 日に遡って施行する。

附則 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年 2 月 1 日付けにて選出する理事会  
選出委員 4 名については、次の任期により選出する。

- (1) 平成 26 年 2 月 1 日から平成 28 年 1 月 31 日までの 2 年間の委員 2 名
- (2) 平成 26 年 2 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日までの 4 年間の委員 2 名